

建築確認申請書の書き方



静岡県内に新築する

・「木造住宅2階建」を中心に作成しています。ご不明な点は必ず担当者にご相談ください。

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

H29.10.01 改正
(R06.04.01 改訂版)

— ご案内 —

いまさら、確認申請書の書き方！と思われる方もいると思いますが、「基準法どおりの申請の書き方」と「よくあるまちがい」をまとめてみました。

「基準法どおりの申請の書き方」とは、「行政指導等」を切り離し、基準法、条例に規定されている本来の申請の方法です。（申請時の必要な添付書類、記述内容はすべて基準法(施行規則)及び条例(施行細則)に規定されています。必要のないものは添付、記入しない！）

基準法のなかに、「特例」という規定があります。

確認申請の特例(便利、はやい、スリムに！)について

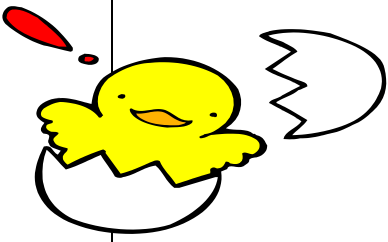
～特例とは？ 一般の住宅は建築士の責任で設計し、監理してください。プレハブ住宅もメーカーの責任で建ててください。そのかわり、審査・検査は**スリムに！**にします。…ということです。～

法的にいうと今回は「法6条の4、令10条第1項第3号、第4号」にしぼっての話です。

お客さんは、**審査時間が短くなり(はやい)、当センターも待ち時間を短くする(便利)ことができます。**

※逆に言うと、申請時に表現されない内容はすべて建築士の責任となります。よりいっそう建築士(有資格者)の自覚を持って業務を行ってください。

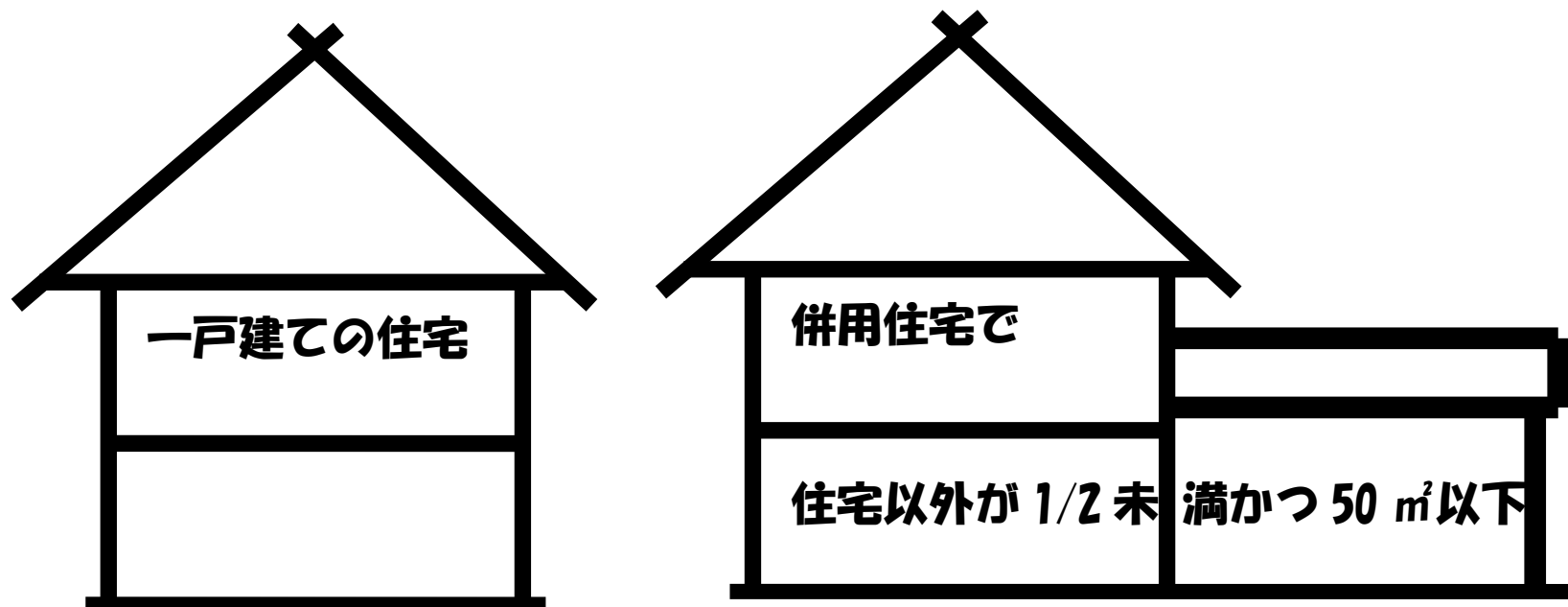
特例が適用になる建物とは？

対象となる建築物			備考：消防同意の簡素化(法93条、令147条の3)
法6条1項4号に掲げる建築物	法6条の4第1項の区分	<u>令10条第1項の区分</u>	
	(3号) 建築士が設計した建築物の建築(新築、増築、改築、移転)	③号(特例あり3)、防火・準防火地域以外の一戸建ての住宅(専用住宅及び次のa～bに該当する併用住宅を含む) a. 住宅以外の部分の床面積の合計 ≤ 50 m ² b. 住宅以外の部分の床面積の合計 < 延べ面積 × 1/2	同意不要
		④号(特例あり4)、上記③号以外の建築物	同意必要

具体的に表現すると！

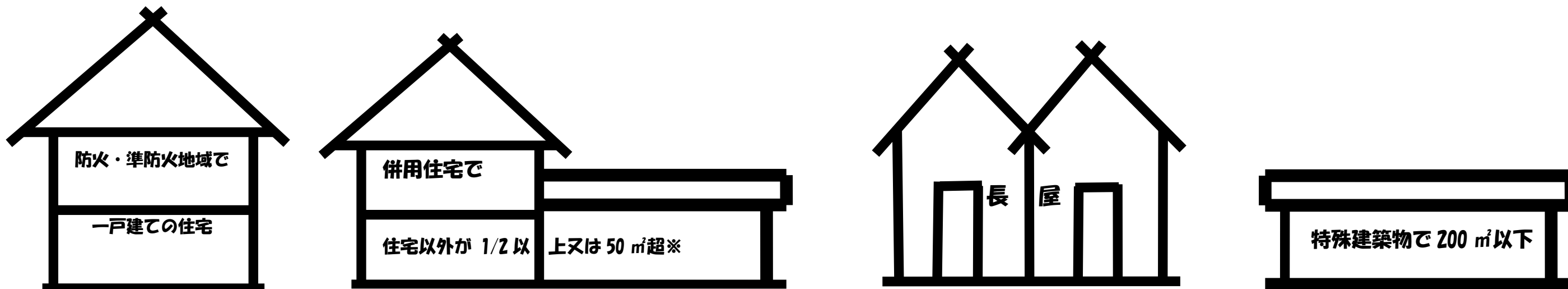
令第10条第③号（特例あり）建築物とは！

☆ 建築士の設計、一般地域（防火・準防火地域以外）、木造平、2階建500㎡以下又はRC・S造平建200㎡以下の建物で、



令第10条第④号（特例あり）建築物とは！ 注：消防の同意が必要です。

☆ 建築士の設計、木造平、2階建500㎡以下又はRC・S造平建200㎡以下の建物で、



※住宅以外が特殊建築物の用途で200㎡超の場合
令第10条の特例はありません！

設計士が設計した法第6条1項4号(型式認定住宅を除く)の建築物
(メーカーさんの型式の特例は自社でお調べください。)

添付図書、何があるのか、何がいらぬのか？

○…いるもの ×…いらぬもの △…該当しているもの ー…図面不要



●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項			
図書の種類 (特例有の3号の必要なものは太い文字)	明示すべき事項	建築物の種別	
		令第10条(特例有)	
		③号	④号
委任状	代理者の委任状(原本又はその写し)	○	○
公図写し	不動産登記法に基づく土地登記簿の付図	○(*1)	○(*1)
がけ地の断面図	建物までの距離、がけの形状、土質を示す図書(ガケ地付近の場合)	△	△
壁量計算書	木造建築物の壁量計算書	○(*2)	○(*2)
工事監理計画届	工事監理計画(原本又はその写し)	○(*1)	○(*1)
建築計画概要書	法施行規則第3号様式(第1条の3、第11条の4関係)	○	○
建築工事届	法施行規則第40号様式(第8条、法15条関係)	○	○
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	○	○
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
地盤面算定表	地盤面を算定するための算式 (建築物に接する周囲の地面に高低差がある場合のみ添付)	△	△
(い) 付近見取り図 (1/2500 ~ 1/3000)	方位、道路及び目標となる地物	○	○
	地域地区(用途地域)	○(*1)	○(*1)
	都市計画施設(都市計画道路や公園等)		
	隣地にある建築物の位置及び用途	○	○
配置図	①縮尺 ②方位	○	○
	③敷地の境界線	○	○
	④敷地内における建築物の位置	○	○
	⑤申請に係る建築物と他の建築物との別	○	○
	⑥擁壁 ・井戸の位置	○ ×	○ ×
	⑦合併処理浄化槽の位置	○	○
	⑧土地の高低、及び周囲の地面と建築物が接する各高さ	○	○
	⑨建築物の各部分の高さ	○	○
	⑩敷地の接する道路の位置、幅員及び種別並びに接する部分及びその長さ、道路中心線、路面中心高さとの高低差	○	○
	⑪下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	○	○

配置図	⑫ひさしその他容積率の算定にあたり建築物から除かれる部分の位置、高さ、及び構造: 令 135 条の 18	△	△
	⑬隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離: 法 56 条 1 項 2 号 (第 1、2 種低層住居専用地域は除く)	○	○
	⑭令 130 条の 12(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)に掲げる建築物(1.2m 超の門塀など)の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	△	△
	⑮法第 56 条第 2 項に規定する後退距離(道路斜線制限に係る建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のもの)	○	○
	⑯法第 56 条第 1 項から第 6 項までの規定による建築物の各部分の高さの限度(道路、隣地、北側斜線の許容高さ)	○	○
各階平面図	①縮尺 ②方位	○	○
	③間取	○	○
	④各室の用途及び床面積	○	○
	⑤壁の位置及び種類 ・筋かいの位置及び種類 ・通し柱	○ ×	○ ×
	⑥開口部の位置 ・防火設備の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の構造 ・防火地域又は準防火地域の境界線	○ ×	○ ○
	⑦換気設備	○	○
	⑧住宅用防災機器の位置及び種類	○	○
	⑨給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	○	○
	⑩外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造	△	△
	⑪危険物の数量表・工場・事業調書	△	△
	⑫延焼のおそれのある部分	×	○
	⑬界壁の位置、遮音性能及び構造 ・界壁の材料の種別及び寸法 ・小屋組の構造 ・給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別	×	△
	⑭採光上の無窓のチェック ・令第 116 条の 2 第 1 項に規定する窓その他の開口部の面積 ・令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	×	△

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項				
図書の種類 (特例有の3号の必要なものは太い文字)	明示すべき事項	建築物の種別 令第10条(特例有)		
		③号	④号	
		(ろ)	二面以上の立面図	・縮尺
		・開口部の位置	—	—
		・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	—	—
	二面以上の断面図	・縮尺	—	—
		・各階の床及び天井の高さ	—	—
		・軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	—	—
(は)	基礎伏図	・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	—	—
	各階床伏図		—	—
	小屋伏図		—	—
	構造詳細図		—	—
(3)～(5) (40)～(43)	耐火構造等の構造詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法(すべて) ・延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法(木造建築物等に限る) ・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法(法24条木造建築物等に限る) ・主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法(防火、準防火地域の建築物に限る) 	×	△
(11)	使用建築材料表	<ul style="list-style-type: none"> ・内装材の種別・使用部分・当該面積(シックハウス) ・部分ごとの面積に種別ごとの数値を乗じた面積の合計 	○	○
	有効換気量等の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 ・換気回数及び必要有効換気量 	○	○
	給気又は排気能力の計算書(ダクト方式の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 ・換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法 	△	△
4項(4)	合併処理浄化槽の認定書等	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ(認定シート等) ・「し尿浄化槽の概要書」、「し尿浄化槽に関する通知書」 ・合併処理浄化槽の認定書 	△	△

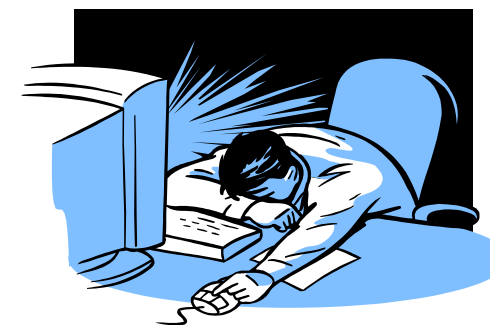
規制対象外の建材については、面積の明示は不要となります。

(29)	配置図等	別表参照(道路高さ制限適合建築物)		法56条7項(天空率)
		・ "	(隣地高さ制限適合建築物)	
		・ "	(北側高さ制限適合建築物)	
	日影図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 敷地境界線 ・ 敷地内における建築物の位置 ・ 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ ・ 法別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 ・ 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 ・ 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面 ・ 法第56条の2第1項に規定する水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) ・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 ・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 ・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域内の建築物で軒高7mを超え又は地上3階以上の建築物 ・ 1種中高層住居専用、第2種中高層住居専用地域の建築物で高さ10mを超える建築物 ・ 第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、準工業地域の建築物で高さ10mを超える建築物 ・ 用途地域の指定のない区域の建築物でイ)軒高7mを超え、又は、地上3階以上の建築物ロ)高さ10mを超える建築物 ・ 対象区域外にある高さ10mをこえ、対象区域内の土地に日影を生じさせる建築物 	
	日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式		上記の内、条例で指定するものに限る!
	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式		

フラット35(一戸建ての住宅)利用の場合は、他に立面図(2面以上)・矩計図・仕様書(仕上表、建築設備表を含む)が必要です!

(注1):(*1)建築基準法施行細則(静岡県細則第2条)により添付を求めている。

(*2)「壁量計算書」は静岡県建築基準条例第10条の2において壁量計算を適用する場合は必要添付図書となります。条例の適用を適用除外した場合も、細則(静岡県細則第6条の2)において、中間検査申請時の必要書類となります。確認申請で添付した場合は検査申請時に省略できる為、本書き方では必要書類としています。



※申請書の作製時に綴じる順番（審査しやすい）は次のとおり。

- 1、 確認申請書
- 2、 委任状（申請を代理者に委任する場合）
- 3、 適合証明、許可書等（都市計画法施行規則第 60 条適合証明）
- 4、 ホルムアルデヒド関係の別紙（換気計算書、天井裏等の措置、使用建築材料表）
- 5、 工事監理計画届
- 6、 し尿浄化槽の概要（浄化槽があるとき）
- 7、 浄化槽の「型式適合認定書」の写し（ " ）
- 8、 浄化槽の「認定書」の写し（ " ）
- 9、 案内図・都市計画図・公図・配置図
- 10、 1、2階平面図
- 11、 木造建築物の壁量計算書
- 12、 フラット 35 申請書及び仕様書等

「1～11」の書類はセンターにより15年保存されます！（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第29条）

書類の保存期間がちがうため、最後に添付してください！（「12」の書類は5年保存のため：住宅金融支援機構）

そのほかに

- ① 建築計画概要書（行政に送るため綴じこまないように！）
- ② 工事届（ " ）
- ③ し尿浄化槽に関する通知書（保健所に送るため綴じこまないように！）



確認申請書（建築物） （第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(一財) 静岡県建築住宅まちづくり
理事長 柳 敏幸 様

理事長は
柳 敏幸 に
なりました

申請者には、原則として建築主を記入してください。
建築主が2名以上の場合は、全員の氏名を記載
※押印は不要です

提出日を記入してください。

令和 5年 4月 1日

申請者氏名 中村 町男

設計者氏名 杉山 漱石

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

数字は算用数字を、
単位はメートル法
で、記入してください。

電話が無い場合、「なし」
または「——」を
記入してください。

(第二面)

建築主

建築主が2人以上の場合
は、すべて記入してくださ
い。その場合、「概要書・工
事届」も同様です！注意

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナカムラ マチオ
【ロ. 氏名】 中村 町男
【ハ. 郵便番号】 430-0946
【ニ. 住所】 静岡県浜松市中区元城町216番地の1
【ホ. 電話番号】 053-459-2070

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ハ. 電話番号】 055-928-7005

建築主本人が、当センター
へ直接申請に来ない場合
は、代理者の委任状が必要
です。

【3. 設計者】(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第777777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ハ. 電話番号】 055-928-7005
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべて

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに
申請に係る建築物に係る他
のすべての設計者について
記入！

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入!

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第777777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (静岡県)
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005
【ト. 工事と照合する設計図書】 すべて

工事監理者が決まってい
ない場合、工事には着手でき
ません。

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

代表となる工事監理者、並
びに申請に係る建築物に係
る他のすべての工事監理者
について記入!

工事監理者の変更時は、工
事監理者の追加として記入
してください。(注: 監理者
の追加の場合、後問題が起
きないように、各監理者の工
事監理の責任範囲を確認し
てください。)

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 小村 一葉
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (静岡県知事) 第 (般一1
小村建設株式会社
【ハ. 郵便番号】 422-8066
【ニ. 所在地】 静岡県静岡市葵
【ホ. 電話番号】 054-202

未定の時は、「未定」と
記入してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
 未申請 ()
 申請不要

構造計算適合性判定が必要な場合は、適合性判定機
関の名称及び所在地 (市町村まででOK) を記入して
ください。
適合性判定が必要な場合で未申請の場合は、予定し
ている申請先を記入してください。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
 未提出 ()
 提出不要 ()

省エネ基準適合性判定が必要な場合は、登録判定機関の名
称及び所在地 (市町村まででOK) を記入してください。
適合性判定が必要な場合で未提出の場合は、予定している
提出先を記入してください。
また、提出不要の場合は、床面積を記入する等、次ページ
を参考に提出が不要である理由を記入してください。(延
べ面積が300㎡未満等、明らかな場合は記入不要です)

【9. 備考】

【建築物の名称又は工事名】
【名称のフリガナ】 ナカムラテイ
【名称】 中村邸新築工事

建築物の名称又は、工事
名が決まっている場合
は記入してください。



第二面【8】欄 “提出不要”の場合の書き方 参考

【Ⅰ．棟新築の場合】

	提出不要の理由	記載内容	必要な図書
①	適用除外建築物のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 ・具体の用途名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用除外用途であることを示す図書（適用除外が明らかな場合については不要）
②	高い開放性を有する部分（a）を除いた非住宅部分の床面積（A-a）が 300 m ² 未満のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 ・高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分（A-a）の床面積 ・複合建築物については住宅／非住宅部分の床面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・求積図等（高い開放性を有する部分の位置と床面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） （常時外気に開放された開口部の位置とその面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） ・複合建築物については住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
③	旧法の届出済のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 	<ul style="list-style-type: none"> ・受領印が押印された旧法の届出書の副本
④	みなし認定証取得のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 ・認定書の種別 	以下の図書いずれか（写しで可） <ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定書とその別添の一部 ・性能向上計画認定通知書と同申請書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書と同申請書

【Ⅱ．棟増築（改築）の場合】

	提出不要の理由	記載内容	必要な図書
①	適用除外建築物のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 ・具体の用途名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用除外用途であることを示す図書（適用除外が明らかな場合については不要）
②	増改築に係る部分の床面積のうち高い開放性を有する部分（a）を除いた非住宅部分の床面積（A-a）が 300 m ² 未満のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 ・高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の床面積 ・複合建築物については住宅／非住宅部分の床面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・求積図等（高い開放性を有する部分の位置と床面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） （常時外気に開放された開口部の位置とその面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） ・複合建築物については住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
③	「増改築後の非住宅部分の床面積（A+A'）」に対する「増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積（A）」の割合が 1/2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由（特定増改築に該当する旨） ・複合建築物については、増改築後の非住宅部分の延べ面積、増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行時点（H29.4）に現に存じていたことを証する図書（検査済証、登記簿抄本等） ・複合建築物については住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
④	旧法の届出済のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 	<ul style="list-style-type: none"> ・受領印が押印された旧法の届出書の副本
⑤	みなし認定証取得のため	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事由 ・認定書の種別 	以下の図書いずれか（写しで可） <ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定書とその別添の一部 ・性能向上計画認定通知書と同申請書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書と同申請書

調整区域は、都60条証明必要！

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中区元町 1 6 番地の 4

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区
 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域)

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】
法22条区域

【6. 道路】
 【イ. 幅員】 4. 0 0 0 m
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 1 3. 2 0 0 m

【7. 敷地面積】
 【イ. 敷地面積】 (1) (1 6 9. 0 0) (
 (2) () (
 【ロ. 用途地域等】 (第一種住居) (
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (1 6 0. 0 0) () (
 第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 (6 0. 0 0) () (
 合計】 (1) (1 6 9. 0 0) m²
 (2) () m²

【ヘ. 敷地建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 1 6 0.
 【ト. 敷地建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 6 0.
 【チ. 備考】

法22条区域、区画整理施行地区、宅地完成等規制区域などの記入。

2以上の道路がある場合大きい道路幅員、接道長記入してください。又、1つの前面道路の幅員が左右で違う時は、安全側として狭い方を記入してください。(単位:m)

**(住居系) 容積率=道路幅員×0.4
 (工業系ほか) 容積率=道路幅員×0.6
 を、確認してください。
 「道路幅員による容積率制限」**

角地・二面道路・地区計画より○/□・建築協定より○/□等記入。

角地・二面道路等の場合は、ここは10%アップとなります。

**(08010) 一戸建ての住宅
 (08020) 長屋
 (08030) 共同住宅
 (08060) 併用住宅
 (08490) 自動車車庫
 等記入**

【8. 主要用途】 (区分 0 8 0 1 0) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模修繕

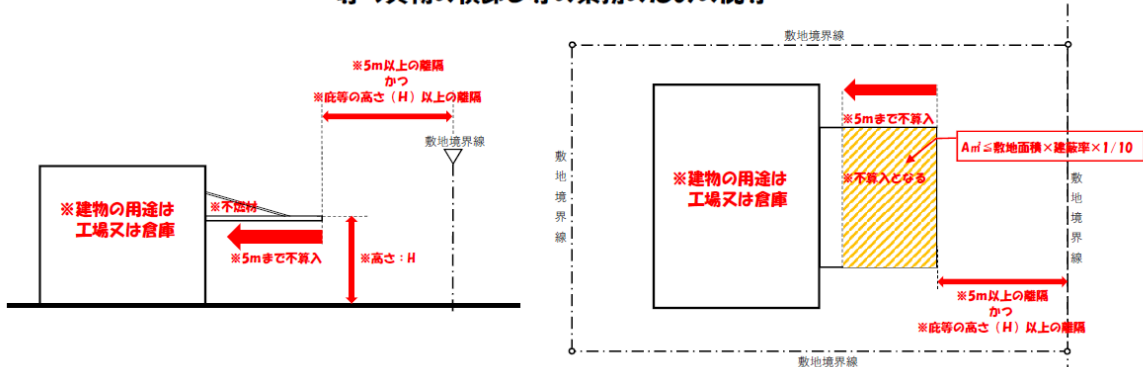
【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築面積】 (8 0. 0 0) (
 【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
 (8 0. 0 0) (
 【ハ. 建蔽率】 4 7. 3 4 %

**下図の解説部分を除いた建築面積を記入してください。
 除外する建築面積が無い場合は、【イ.】欄と同じ面積を記入してください。**

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】について

以下の条件に該当するものは、敷地の建築可能面積(敷地面積×当該敷地の建ぺい率)の1/10を限度として、建蔽率の算定用の建築面積から除かれます。(令和5年告示第143号)

専ら貨物の積卸し等の業務のための庇等



【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (136.00) () (136.00) m²

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () m²

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () m²

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () m²

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () m²

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () m²

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () m²

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () m²

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () m²

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () m²

【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () m²

【ヲ. その他の不算入部分】 () () () m²

【ワ. 住宅の部分】 () () () m²

【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () m²

【ヨ. 延べ面積】 () () () m²

【タ. 容積率】 () () ()

下表の容積率緩和解説を参照ください。

【ワ. 住宅の部分】はハ～カの部分を除いた面積を記入。

容積率緩和の解説

ロ. 地階の住宅等の部分	【ワ. 住宅の部分】及び【ル. 老人ホーム等の部分】の1/3まで
ハ. 昇降路の部分	停止階分の全て
ニ. 共用部分	全て
ホ. 認定機械室等の部分	特定行政庁が認めたもの全て
ヘ. 自動車車庫等	【イ. 建築物全体】の1/5まで
ト. 備蓄倉庫	【イ. 建築物全体】の1/50まで
チ. 蓄電池	【イ. 建築物全体】の1/50まで
リ. 自家発電設備	【イ. 建築物全体】の1/100まで
ヌ. 貯水槽	【イ. 建築物全体】の1/100まで
ル. 宅配ボックス	【イ. 建築物全体】の1/100まで
ヲ. その他の不算入部分	その他法令で定められた数値まで

- ・上表に応じた面積は、【ヨ. 延べ面積】に算入されません。
- ・地階の住宅部分には、居室・物置・浴室・便所・廊下・階段等（地下車庫、EVの昇降路を除く）が含まれます。
- ・エレベーターの昇降路の部分ではエスカレーター、小荷物専用昇降機は容積率不算入の対象となりません。
- ・認定機械室等は、住宅又は老人ホーム等に設ける「建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備等を置く機械室で」で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが対象です。
- ・備蓄倉庫の部分とは、壁で囲まれた室で、図面に「備蓄倉庫」と明示があるものを指します。（倉庫に通ずる廊下は含まれません）
- ・蓄電池の設置部分とは、床に据え付けられたものに限り、キャスター等で動いてしまうものは対象となりません。
- ・貯水槽の設置部分について、冷媒用・給水用など、水の用途は問いません。
- ・【ヲ.】、【リ.】、【ヌ.】欄の部分については、図面に用途を明示の上、他の部分との区別を明確に行ってください。（床材を変える・仕上材を変える等）
- ・建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分がある場合は、その面積を記入します。

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1棟
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

建築物の数は、10㎡以内のものはカウントさせが、建築・延べ床面積には含まれます。

【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)
【イ. 最高の高さ】 (8.800)
【ロ. 階数】 地上 (2) ()
地下 () ()
【ハ. 構造】 木造 一部 造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

平均地盤面からの高さを記入してください。(単位:m)

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和01年 5月 01日

【16. 工事完了予定年月日】 令和01年 10月 10日

「都市計画法施行規則第60条証明令和4年5月20日第0987号」等その他の証明や許可がある場合は、記入してください。

回数を忘れずに!

【17. 特定工程工事終了年月日】 (特定工程)
(第1回) 令和01年6月30日 (屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)
(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()

中間検査については次ページを参考にしてください。

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

※階数が3以上の建築物は、基礎の配筋工事の完了時および建方工事等の完了時の2回(工区分けする場合を除く)中間検査が必要です!!

備考欄の使い方

- ・計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。
- ・地名地番に記載しきれない地番(その他〇〇筆)

できれば、カウントされない建築物を記入していただくと、わかりやすい。
「既存の物置3.2㎡、H=1.2mあり」等

【既存不適格】

法86条の7又は法86条の8について適用を受けるときには、
・適用除外規定・既存不適格適用日・既存不適格適用理由
・既存不適格事項

静岡市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示

「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

浜松市の場合、中間検査の「適用除外」条件の明示

「型式部材等の製造者による製造又は新築された建築物」又は、
「住宅の品質確保の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書を受ける住宅」

平成 28 年 10 月 1 日に静岡県内の中間検査に関する告示が改正され、階数が 3 以上となる建築物について「基礎に鉄筋を配置する工事」が特定工程に追加されました。

【ケース①：階数が 2 以下の住宅の中間検査（特定工程）】

一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿及び児童福祉施設等^{*}（入所者の寝室があるもの）又はこれらと併用する建築物は、建方工事等のタイミングで中間検査が必要です。

※ 静岡市・浜松市の場合は「児童福祉施設等」の場合及び「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

※ 浜松市の場合は製造者認証を受けた者により製造又は新築された場合は対象外。

増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が 60 m²を越えるものがが必要です。

→ 特定工程は「屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」（木造の場合）

中間検査が必要なケースの例

- ① 用途が住宅の新築工事（床面積に係らず）
- ② 住宅のはなれの増築（60 m²を超える場合）
- ③ 既存物置のみある敷地への住宅の増築工事
→住宅は新築とみなす（床面積に係らず）
- ④ 店舗併用住宅へ、住宅部と店舗部分との合計が 60 m²以上ある増築

中間検査が不要なケースの例

- ① 物置、車庫などのみで、住宅部分がない増築
（床面積に係らず）
- ② 住宅のはなれの増築（60 m²以下の場合）
- ③ 店舗併用住宅で店舗のみの増築
（床面積に係らず）

【ケース②：階数が 3 以上の住宅の中間検査（特定工程）】

上記ケース①（建方工事等）の中間検査に加えて、基礎の配筋工事の完了時にも中間検査が必要です。

※ 静岡市・浜松市の場合は、品確法に基づく「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

増築の場合は、増築に係る部分の階数が 3 となる場合は中間検査が必要です。

→ 特定工程は「基礎に鉄筋を配置する工事」となります。

＜中間検査申請における注意点＞

中間検査申請書第三面【8】-【ハ】欄に記載する「検査対象面積」について、基礎配筋工事の場合は、「検査に係る部分の最下階の床面積」となり、建方工事等の場合原則として「延べ面積（住宅の場合）」となります。

【8. 特定工程】

【4. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了年月日】 平成 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】 m²

建方工事等における中間検査の「手数料算定面積」は、基礎の配筋工事における中間検査を受けている場合は、その面積を減じて算定します。

「検査対象面積」と「手数料算定面積」で取扱いが異なりますのでご注意ください。

建築物別概要

(第四面)

ひとつずつの建物(棟ごと)概要なので、建増し増築の場合は、既存部分と増築部分を分ける必要はありません。

また、10㎡以内の建築物は第四面、第五面、第六面は必要ありません。

【1. 番号】 1

【2. 用途】(区分 08010) 一戸建ての住宅
 (区分)
 (区分)
 (区分)
 (区分)

【3. 工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 木造 一部 造

【5. 主要構造部】
耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合
準耐火構造 **いずれにも該当しない場合はその他に■**
準耐火構造
準耐火構造と同等 **耐火性能を有する構造(ロー2)**
その他

【5. 主要構造部】～
【7. 防火地域又は準防火地域における対策等の状況】
「<<補足>>第四面
【5】欄～【7】欄
参照

法第27条第1項の規定により耐火建築物とした場合は、その他に■
準耐火建築物とした場合は令第110条第1号に■

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

法第21条の規定
法第27条の規定

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】
耐火建築物 延焼防止建築物 準耐火建築物 準延焼防止建築物
その他 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

防火地域・準防火地域以外の場合はここに■

【8. 階数】
 【イ. 地階を除く階数】 2階
 【ロ. 地階の階数】
 【ハ. 昇降機塔等の階の数】
 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

階数に算入されないPHや地下倉庫(建築面積の1/8以下)など。

【9. 高さ】
 【イ. 最高の高さ】 8.800m
 【ロ. 最高の軒の高さ】 6.800m

当センターに提出していただくルート2の構造計算付物件で、適判不要とする場合は「有」にチェックしてください。その他のケースは「無」にチェックしてください。

【10. 建築設備の種類】 電気、ガス、給排水

【11. 確認の特例】
 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無
 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 3 号
 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号
 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
 【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(2階)	(56.00)	(56.00) m ²
	(1階)	(80.00)	(80.00) m ²
	(階)	()	()
	(階)	()	()
	(階)	()	()
	(階)	()	()
【ロ. 合計】	(136.00)	()	(136.00) m ²

各階の床面積は、第五面の床面積と一致します。

防火、準耐火、耐火構造を要求されている場合は、仕様または認定番号を記入してください。
認定材料を使用時は「認定証の写し」添付

【13. 屋根】 カラーベスト（不燃材）

【14. 外壁】 防火サイディング：防火構造

【15. 軒裏】 ケイカル板

【16. 居室の床の高さ】 650mm

【17. 便所の種類】 水洗

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】 「水洗」「くみ取り」どちらかを記入してください。

最下階床が木造であるときは、記入してください。（単位：mm）

【16. 居室の床の高さ】 45cm未満の場合、防湿方法を記入「べた基礎」「防湿コンクリート」等

■以下に該当する場合は備考欄に記載ください

・令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、その旨を記入
記載例)令第121条の2の適用を受ける屋外直通階段は木造

・主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計(準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう)を用いたものについては、その旨を記入
記載例)主要構造部(柱・梁)は燃えしろ設計による

・建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、その旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

記載例)令第109条の8に規定する火熱遮断壁等による別棟みなし規定適用

上記記載以外の部分の法第21条、第27条及び第61条の適用有無

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

《補足》 第四面 [5] 欄～ [7] 欄

- ※ [5] 欄 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」場合とは）
（令第108条の3）火災を区内にとどめることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法とした場合に、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」となります。
従来どおり主要構造部を耐火構造とした場合は、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有しない」
2024.4 施行

例1) 「2階建て一戸建ての住宅（耐火・準耐火建築物以外）」（法第22条区域）

- [5. 主要構造部] ■その他
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例2) 「4階建て共同住宅（耐火建築物）」（法第22条区域）

- [5. 主要構造部] ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■その他
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例3) 「2階部分の300㎡以上をデパート用途に使用する建築物（イ-2準耐火建築物）」（法第22条区域）

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例4) 「例3.の建築物を任意で耐火建築物とした場合」

- [5. 主要構造部] ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■その他
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例5) 「3階建ての一戸建ての住宅」（準防火地域内）

①ケース イ-2準耐火建築物とした場合

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■準耐火建築物

②ケース R1国交告第194号第4第1号イ ※旧開口部制限建築物

- [5. 主要構造部] ■その他
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■準延焼防止建築物

例6) 「2階に300㎡未満の保育所がある保育園・耐火建築物」（法第22条区域）

- [5. 主要構造部] ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例7) 「1000㎡の工場・準耐火建築物（ロ-2）」（法第22条区域）

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-2）
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

例8) 「共同住宅・3階建て・1時間準耐火基準」（法第22条区域）

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造
[6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用] ■建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
[7. 建築基準法第61条の規定の適用] ■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

(第五面)

(第四面)【1. 番号】に記入した番号と同じ番号

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	地上階は「1F」「2F」、地下階は「1B」、PHは「P1」
【2. 階】	1 F	
【3. 柱の小径】	1 0 5 mm	在来木造のみ記入 (単位: mm)
【4. 横架材間の垂直距離】	2, 8 5 0 mm	在来木造のみ記入 (単位: mm)
【5. 階の高さ】	2, 9 0 0 mm	1階FLから2階FLまで (単位: mm)
【6. 天井】		各居室の中で一番低いもの (単位: mm)
【イ. 居室の天井の高さ】	2, 4 0 0 mm	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		
□有 ■無		

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(0 8 0 1 0)	(一戸建ての住宅)	()
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

「特定天井」: 下記の全てに該当するもの

- ① 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの。
- ② 高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの。
- ③ 天井面構成部材等の単位面積質量(1㎡当たりの質量)が2kgを超えるもの

具体的な用途別で記入 (住宅の一部に車庫、倉庫などある場合は、別にして記入)

「08490 自動車車庫」
「08500 自転車駐車場」
「08520 倉庫業を営まない倉庫(住宅用物置)」
「08440 店舗(八百屋)」 など

計画変更申請のときは、第五面に係る部分の変更の概要を記入してください。

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	
【2. 階】	2 F	2階建なら、2階には【5. 階の高さ】は発生しない。
【3. 柱の小径】	1 0 5 mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2, 7 0 0 mm	
【5. 階の高さ】		各居室の中で一番低いもの (単位: mm)
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	2, 4 0 0 mm	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		
□有 ■無		

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(0 8 0 1 0)	(一戸建ての住宅)	(5 6 . 0 0) m ²
【ロ.】	()	()	()
【ハ.】	()	()	()
【ニ.】	()	()	()
【ホ.】	()	()	()
【ヘ.】	()	()	()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

Exp. j で分離されている部分ごと作成してください。

【1. 番号】 **下部※** 1

Exp. j で分離されている場合は、分離された部分ごと通し番号を付し、その番号を記入してください。

【2. 延べ面積】 **下部※**

【3. 建築物の高さ等】
【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

Exp. j で分離された建築物毎に地盤面を設定し、最高高・軒高を算定してください。

Exp. j で分離された建築物毎の階数を記載してください。
PHがある場合は、PHが存する分離部分の建築面積の1/8を超えたら階数に算入されます。

下部※

【ハ. 階数】
【ニ. 構造】

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

下部※

- 特定構造計算基準
- 特定増改築構造計算基準

新築の場合
(適格増改築を含む)

構造計算において、計算ルート2若しくはルート3(限界耐力計算含む)とした場合はチェックしてください。

【5. 構造計算の区分】

既存不適格による増改築の場合

下部※

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

大臣認定

保有水平耐力計算

限界耐力計算

許容応力度等計算

許容応力度計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

下部※

【イ. 名称】
【ロ. 区分】
 建築基準

計算プログラム名を記入してください。

施行規則第1条の3により「構造計算書」の省略認定(国交省告示第832号、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2))を受けている場合は、令第81条第3項に掲げる構造計算にチェック。

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める範囲の区分】

【8. 備考】

計画変更申請のときは、第六面に係る部分の変更の概要を記入してください。

不適格増築等の適用がある場合は、該当する号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。

第一号イ：一体増築等

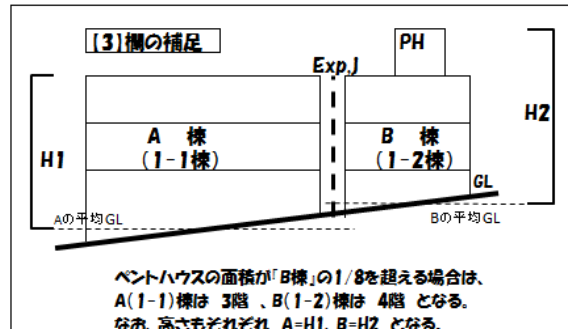
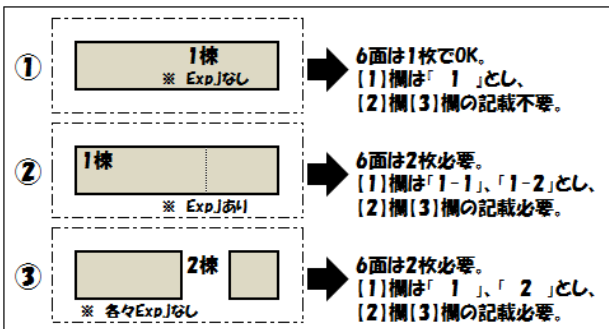
第一号ロ：Exp. j 増築等

第二号イ：基準時の1/2以下の増築等

第二号ロ：基準時の1/2以下の増築等で基礎の補強等

第三号イ：基準時の1/20以下かつ50㎡以下の増築

※1~3欄について下記を参考にしてください。



・4欄~6欄について、構造計算を行っている場合は計

・【1】欄について、SPICA利用の場合は1棟であってもを利用して提出される場合は、事前に審査機関にお問い合わせください。

原本又はその写しを添付してください

委任状

【代理人】

【氏名】 杉山 漱石

【建築事務所名】 (株) 杉山一級建築士事務所

代理者 (設計者ではありません)

上記の者を代理者と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

- 【1. 地名地番】 静岡県浜松市中区元城町216番地の4
【2. 主要用途】 一戸建ての住宅
【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転
【4. 委任事項】 確認(許可)申請手続 確認(許可)申請証受取
建築工事届提出 中間検査申請手続
中間検査合格証受取 完了検査申請手続
検査済証受取 取止・取下届提出
現場検査立会 風致地区内行為(許可)申請手続
住宅金融支援機構設計審査申請手続 住宅金融支援機構現場検査申請手続
都市計画法第53条第1項の許可申請手続
その他

日付を忘れずに!

令和01年 5月01日

【建築主】

【氏名】 中村 町男

【住所】 浜松市中区元城町216番地の4

中
村

**委任状の書式は
特に決められていません!**

建築主が代理者(申請書第二面[2.代理者])
を委任したことが確認できるものを添付し
てください。

建築主等の押印についても
特に決められていません!

※「私文書は、本人[中略]の署名又は押印
があるときは、真正に成立したものと推定す
る。」(民事訴訟法第228条第4項)という
規定がありますので、押印等を求めることを
推奨します!

一級建築士免許証

本籍地 静岡県

山 漱石

**建築主事等が求める場合のみ、
添付が必要となります。**

昭和二十五年法律第二百二号
建築士法により一級建築士の
免許を与えたことを証する。

平成7年7月7日

国土交通大臣 **街村 守**

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

静岡県知事 石川 嘉延 様

平成19年1月30日

元城町 16-11

19-2070

**証明・許可がある場合、
添付して下さい。**

都市計画法施行規則第...
法の規定に適合している旨

証明を申請します。

建築物等が都市計画

建築しようとする場所	浜松市中区元城町216番地の4	
敷地面積	158.40 m ²	
区域区分	<input checked="" type="checkbox"/>	市街化区域
	<input type="checkbox"/>	市街化調整区域
	<input type="checkbox"/>	区域区分が定められていない区域
	<input type="checkbox"/>	準都
用途地域	第一種住居地域	
開発行為の有無	有 無	
建築物の用途	一戸建ての住宅	
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該当条項号	①申請書には証明書または許可書の原本又は写しを添付してください。 ②写しを添付した場合は、原本一式をお持ちください。 ③確認申請書と内容が一致することを照合し、「原本照合済」の印を押します。
	内容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその当該条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該当条件	
	許可の年月日及び番号 許可を受けた者の氏名又は名称	

記述の内容を確認してください。確認申請と適合証明、許可等の内容が少しでも違っていると、確認済証の発行はできません。違い、間違いがあったら、事前に行政庁と打ち合わせしてください。

※ 上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

平成19年2月17日

第0987号

静岡

換気経路の全圧力損失と給排気機の能力を考慮した有効給排気量を記載する。

【10. 建築設備の種類】の別紙
(居室毎の機械換気設備)

室名	床面積 (㎡)	平均天井高 (m)	気積 (m ³)	換気種別 (換気種別エリア 毎)	給気機による 給気量(A) (m ³ /h)	排気機による 排気量(B) (m ³ /h)	換気回数 (n)
1階床面積	80	2.5	200	全般換気 「三種換気」			
便所						60	
洗面所						60	
2階床面積	56	2.5	140				
便所						60	
合計			340			180	10.52

(記入上の注意事項)

独立した複数のエリア毎に換気計画をする場合には、それぞれエリア毎に分けて、気積、換気種別 (例：「局所換気」、「全般換気」又は、「一種換気」、「二種換気」、「三種換気」の別)、給気量、排気量、及び換気回数を記入し、かつ、換気計画全般を明示して下さい。

(天井裏等への措置)

室名							
天井裏等							
天井裏等は、F☆☆☆以上建材又は、規制対象外の建材をすべて使用する。							

一括表示の場合

(記入上の注意事項)

上の表の換気設備エリア毎に記入区分し、居室とその他の部分(天井裏等を含む)に気密層及び通気止めの処置等を設けた場合は、その処置の内容を記入して下さい。

使用建築材料表

階	室名 (室面積㎡)	内装の仕上げの部分	種別	面積 (㎡)	係数	使用面積 (㎡)	使用面積合計 (判定結果)
		住宅等の居室の仕上げは、F☆☆☆☆又は規制対象外の建材を、すべて使用する。					

注

全般換気（24時間換気）の目的は、

- 1、カビ、ダニを減らす。**
- 2、有害物質を減らす。**
- 3、人臭さ（他人の家に行くときわかる独特な匂い）を減らす。**
- 4、ペット・タバコの匂いを減らす。**
- 5、家具等からのホルムアルデヒドを減らす。**

が、考えられます。

全般換気は、施主には大きなコストがかかります。

そのため、設計士として少しでも有効な換気プランを考えてあげてください！

※クロル

- (記入上の注意事項)
- 1) 「室名」欄には、換気対象の居室名を記入して下さい。
 - 2) 「内装の仕上げの部分」欄には、床・壁・天井及び戸、その他の建具の規制対象の各部位名を記入して下さい。
 - 3) 「種別」欄には、使用建材の種別(第2種(F☆☆)・第3種(F☆☆☆)・規制対象外(F☆☆☆☆))を記入して下さい。
 - 4) 「面積」欄には、使用建材の面積を記入して下さい。
 - 5) 「係数」欄には、換気回数に基づく使用建材の種別により定められた係数を記入して下さい。
 - 6) 「使用面積」欄には、面積×係数の計算結果を記入して下さい。
 - 7) 「使用面積合計」欄には、使用面積の合計と判定結果を記入して下さい。

木造住宅（4号建築物）場合の例

工事監理計画届

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

令和01年 5月 01日

理事長 柳 敏夫 様

日付を忘れずに!

住所 浜松市中区元城町2 1 6 番地の4

次の通り工事監理計画を届け出ます

あて先は、当センターあてとなります。

届出者

氏名

中村 町男

	確認を行う部位、材料の種類等	照会内容	照合を行う設計図書		照合方法
			配置		
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	・高さ・形状・寸法 ・道路との接続の状況	配置		了時後に現場
	擁壁	・設置の状況	配置図	・ "	
	排水管 排水溝	・管径・形状 ・設置状況	配置図	・ "	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	木材	・材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状・寸法	矩計図		・受入時の検査及び工程終了時に現場で照合
	コンクリート	・材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状・寸法 ・四週圧縮強度	平面図 矩計図 基礎伏図		・調合計画書による書類審査、受入時の検査及び工程終了時に現場で照合
	鉄筋	・材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状・寸法	基礎伏図		・ミルトによる書類審査、受入時の検査及び工程終了時に現場で照合
	屋根材	・材料・形状・寸法 ・不燃材料	矩計図 小屋伏図		・受入時の検査及び工程終了時に現場で照合
	外壁材	・材料・寸法・形状 ・不燃材料	矩計図 平面図		・ "
	接合金物	・形状・寸法・品質	矩計図		・ "
	アンカボルト	・ "	"		・ "
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱と梁との接合部分	・接合状況	矩計図		・工程終了時に現場で確認
	壁の打ち付け	・ "	"		・ "
	筋かいの端部の接合部分	・ "	"		・ "
	柱と土台との接合部分	・ "	矩計図 基礎伏図		・ "
	土台と基礎との接合部分	・ "	"		・ "
	基礎鉄筋の接合部分	・ " ・継手の状況 ・重ね長さ	"		・ "
屋根	・屋根材の緊結状況	矩計図		・現場で照合	
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎	・位置・形状・寸法 ・配筋の本数・配置 ・配筋のかぶり厚さ	各階平面図 矩計図 基礎伏図		・工程終了時に現場で確認
	土台	・位置・形状・寸法	"		・ "
	柱	・ " ・通し柱の状況	各階平面図 各階床伏図		・ "
	はり	・位置・形状・寸法 ・欠き込みの有無	各階平面図 各階床伏図		・工程終了時に現場で確認
	筋かい	・位置・形状・寸法 ・書き込み・補強の状況	"		・ "
	壁・耐力壁	・位置・形状・寸法	"		・ "
	床	・ " ・火打ち材の配置	"		・ "
	屋根	・位置・形状・寸法	各階平面図 小屋伏図		・工程終了時に現場で確認
	建築物全体	・平面形状・断面形状 ・建築物の高さ	配置図 矩計図		・ "
	廊下	・位置・形状・寸法	各階平面図		・ "

届出者は、建築主になります。㊟は不要です。

	階段	・ //	各階平面図 構造詳細図	・ //
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	地面から1m以内の部分の土台・柱・筋かい	・ 防腐・防蟻措置の状況	立面図 矩計図	・ 工程終了時に現場で確認
	外壁の下地	・ 防水措置の状況	〃	・ //
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積	寝室の床・壁・天井	・ 下地の種類・仕様 ・ 接着剤の種類・仕様	使用建築材料表 建具表	・ 受入時の検査及び工程終了時に現場で照合
	居間の床・壁・天井			
	食事室の床・壁・天井 造り付けの家具・建具			
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ	台所の天井			確認
	台所の壁			
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	外部開口部	・ 寸法	各階平面図	
建築設備に用いる材料の種類及びその照合する内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）	配管・配線	・ 種類・形状・寸法 ・ 設置状況	各階平面図 構造	・ 受入時の製品の確認及び 取付時に現場で確認
	給水・排水設備	・ 種類・形状・寸法 ・ 設置状況	矩計図	・ //
	浄化槽	・ 形状・寸法 ・ 型式番号 (第 号)	〃 配置図 し尿浄化槽 の見取り図	・ //
	ガス設備	・ 形状・寸法・規格 ・ 機械の性能 ・ 設置・施工後の検査	〃	・ //
	居室の換気設備 天井裏の換気設備	・ 形状・寸法・規格・機器 の性能（換気風量）	構造詳細図 圧力損失に係る 計算書	・ 受け入れ時の製品確認及び 取り付け時に現場で確認
	天井裏・小屋裏	・ 気密層通気止めの状況 ・ 下地材・断熱材等の種類	矩計図	・ 受け入れ時の製品確認及び 取り付け時に現場で確認
	住宅用火災警報器	・ 種類・形状・寸法 ・ 設置状況	各階平面図 設備図	・ 受入時の製品の確認及び 取付時に現場で確認
備考				

センター別記C-10号様式（A4）

※ 令第121条の2（屋外階段）の適用をうける直通階段がある場合には、当該直通階段が木造であるか否かを備考欄に記載ください。

また、当該直通階段が木造である場合には、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法について、併せて備考欄に記載してください。

記載例は次ページを参考にしてください。

該当する場合...

部位・材料の種類等欄：天井材、支持構造部、接合部

照合内容欄：材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状・寸法

照合を行う設計図書：使用構造材料一覧表

照合方法：受入時の検査及び工程終了時に現場で照合等を記載してください。

令和4年4月1日より完了検査申請書及び中間検査申請書の第四面（工事管理状況）における注意書きに屋外直通階段の記載内容が追加されました。
これに伴い、工事監理計画届についても同様の記載が必要となります。

令第121条の2（屋外階段）の適用を受ける直通階段がある場合には、当該直通階段が木造であるか否かを記載します。

また、当該直通階段が木造である場合には、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法について、併せて備考欄に記載してください。

【屋外直通階段が木造以外の場合の記載例】

備	考	令第121条の2の規定の適用を受ける屋外直通階段：鉄骨造
---	---	------------------------------

【屋外直通階段が木造の場合の記載例】

備	考	令第121条の2の規定の適用を受ける屋外直通階段：木造 ・照合内容：材料・形状・寸法・防腐措置 ・照合を行う設計図書：平面図・断面図・矩計図 ・照合方法：工程終了時に現場で確認
---	---	---

なお、木造の屋外直通階段とは、すべての部材（仕上げ材等を除く。）が木材により構成される階段だけでなく、木造の屋外階段と鉄骨造の屋外階段を組み合わせた屋外階段や、建築物の木造部分との接合部を有する鉄骨造の屋外階段も含まれます。

詳しくは、国土交通省ホームページに掲載されております「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」をご確認ください。

し尿浄化槽の概要書

住宅
長屋
共同住宅
併用住宅 (例:八百屋)

住宅: 番号(2)用途(1)
算定式 $A \leq 130 (145) \text{ m}^2$ の場合 $n=5$
 $A > 130 (145) \text{ m}^2$ の場合 $n=7$
2世帯住宅の場合 $n=10$
() 静岡県内の場合
共同住宅: 番号(2)用途(0)
算定式 $n=0.05A$
(1戸当のnが3.5人以下は $3.5 \times \text{戸数}$ 、
1戸当のnが3.5人以下かつワンルーム
は $2 \times \text{戸数}$)
併用住宅 (八百屋): 番号(2.5)用途(1,1)
算定式 例: (住宅 $n=5$) + (店舗 $n'=0.075A$)
※n: 人数(人) A: 延べ面積(m²)

※	受	月	日
1	建築主及び	住所名	浜松市中央区中村町
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	登録又は届出番号	
3	浄化槽設備士の氏名	未定	免状交付番号
4	設置場所	三	市元城町216-11
5	建築物の用途	住宅	
6	処理対象人員	7人	算定根拠 番号(2)用途(イ) 算定式($n=7$)
7	単独処理、合併処理の別	単独処理 ・ 合併処理	
8	し尿浄化槽の種類	(1) 型式認定浄化槽(名称 認定番号 型 01CafOa007123) (2) その他	※ABIC-4567
9	し尿浄化槽の規模	7人槽	
10	し尿浄化槽の構造方法	(1) 昭和55年建設省告示1292号の区分第()の() (2) 処理方法	※ 浜松市の場合は、法第68条の26による認定番号(構造方法等の認定)も追記してください。
大臣認定の場合、処理方式のみ記入		その他の方式	
11	放流水	水質	BOD 20 mg/l
		水量	1.4 m ³
		放流先	側溝
		放流方法	自然・動力

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 浄化槽工事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 6欄の算定根拠欄には、日本工業規格A3302の該当類似用算定式を記入してください。
- 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。
- 11欄のBODとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

汚水量目安 = 人槽 $\times 0.2 \text{ m}^3/\text{戸} \cdot \text{日}$
n=5の場合...1.0 m³
n=7の場合...1.4 m³

型式適合認定書

BCJ基型 — JS 01344
平成19年1月25日

まちづくり工業株式会社
代表取締役社長 気田 一郎 様

財団法人建築住宅センター
理事長 大嶋 秀喜

下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型 01Caf0a0071234
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定をした型式の内容
まちづくり-7型

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。

4. 一連の規定に適合するための適用条件

本認定に係る合併処理浄化槽について、平成14年5月31日までの間に建築基準法施行令第35条第1項の規定に基づく認定を受けなかった場合には、本認定はその効力を失うものとする。なお、浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

（注意）この認定書は、大切に保管しておいて下さい。

参考

・・・添付図書ではありません、参考にしてください！

浄化槽の型式適合認定番号とは？

参考：2002年度版浄化槽の設計・施工上の運用指針

- ・処理対象人数が5～50人までは「005」～「050」
- ・処理対象人数が51人以上は、槽の配置パターンごとに「101」「102」・・・「120」・・・

指定認定機関の指定番号

型式部材等の種類の記号
浄化槽は「C」

a:合併処理
b:単独処理

型式ごとの通し番号(申請順)

型01 C a f O a 007 1234

表示記号	BOD等の処理方法 (単位：mg/l以下)
a	BOD 10, T-N 10 T-P 1
b	BOD 10, T-N 15 T-P 1
c	BOD 10, T-N 20 T-P 1
d	BOD 20, T-N 20
e	BOD 10
f	BOD 20
g	BOD 30
h	BOD 60
i	BOD 90
j	その他(BOD120、SS250等)

表示記号	処理方法
a	分離接触ばっ気方式
b	嫌気濾床接触ばっ気方式
c	脱窒濾床接触ばっ気方式
d	回転板接触方式
e	接触ばっ気方式
f	散水濾床方式
g	長時間ばっ気方式
h	標準活性汚泥方式
l	接触ばっ気・濾過方式
j	凝集分離方式
k	接触ばっ気・活性炭吸着方式
L	凝集分離・活性炭吸着方式
M	硝化液循環活性汚泥方式
N	三次処理脱窒・脱磷方式
O	その他の方式

表示記号	本体材料
a	FRP製
b	コンクリート製
c	その他の材料

〈例1〉型01Cafba0050003

合併処理、BOD20 mg/l以下の処理性能、処理方法は嫌気濾床接触ばっ気方式、本体材質FRP製、5人槽、申請第0003号

〈例2〉型01Cafea0070083

合併処理、BOD20 mg/l以下の処理性能、処理方法は接触ばっ気方式、本体材質FRP製、7人槽、申請第0083号

認 定 書

国 住 指 第 5000 号
平成 19 年 5 月 16 日

まちづくり工業株式会社
代表取締役社長 気田 一郎 様

国土交通大臣 林 寛 子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

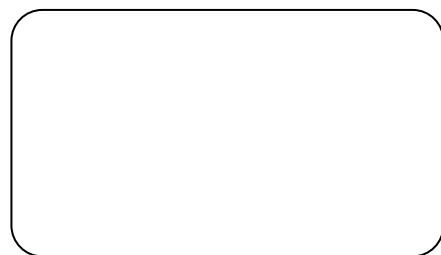
記

1. 認定番号
ABIC-4567
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
まちづくり型
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法の規定に基づき建設大臣が認めた次の認定 平成 10 年 4 月 23 日 建設省愛住指発第 33 号 に別紙の変更を加えたもの）のとおり

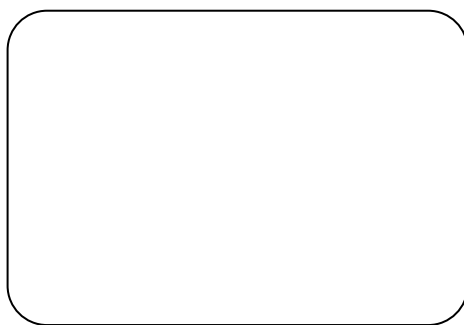
（注意）この認定書は、大切に保存しておいて下さい。

型式適合認定書別添仕様書及び図面

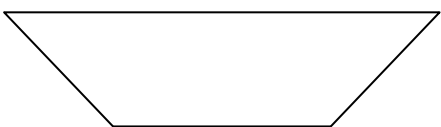
建築基準法施行令第35条第1項の大臣認定による接触ろ床方式
 【大臣認定番号(認定年月日): ABIC-4567(平成18年1月16日)】



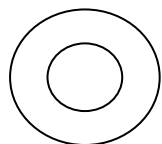
平面図



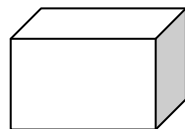
B-B断面図



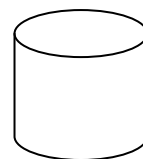
A-A断面図



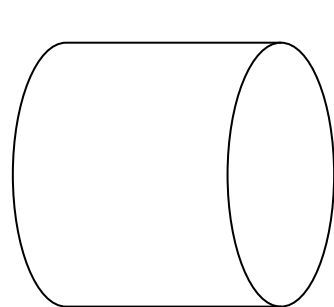
嫌気ろ材



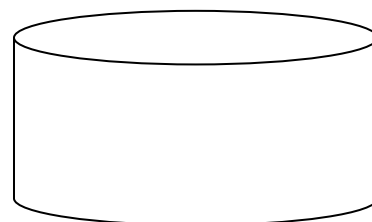
接触材



好気ろ材



消毒槽立体図



C-C断面図

会社名	まちづくり工業株式会社				
型式	まちづくり		-10型		
	-5型	-7型			
型式適合認定番号	型01CafOa0051234 型01CafOa0071234 型01CafOa0101234				
平成19年 1月25日認定	放流水質	法令上の性能			
		BOD20mg/ℓ以下			
		大臣認定による性能			
		BOD20mg/ℓ以下			
		S S20mg/ℓ以下			
		T-N20mg/ℓ以下			
仕様書					
有効容量	処理対象人員	5	7	10	
	夾雑物除去槽			1.502	
槽の容量及び寸法	嫌気ろ床槽			1.498	
	接触ろ床槽			0.687	
	処理水槽			0.339	
	消毒槽			0.021	
	寸法	A ₁			2.390
		A ₂			1.800
		A ₃			60
		B ₁			1.320
		B ₂			720
		B ₃			60
		C ₁			1.
		C ₂			1.500
		C ₃			500
	材料・材質及び機械設備の仕様	C ₄			500
		C ₅			500
		C ₆			215
		C ₇			1,285
		C ₈			310
		C ₉			360
a				450	
b				450	
c				600	
材料・材質及び機械設備の仕様	く体	材質	FRP(ガラス繊維強化プラスチック)		
	仕切板	板厚	3~8		
		材質	FRP		
	嫌気ろ材	板厚	2~5		
		形状	骨格様球状		
	接触材	材質	PP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)		
		外形寸法	φ110		
		充填率(%)	31	32	32
	好気ろ材	形状	板状		
		材質	PVC(ポリ塩化ビニル)PPまたはPE		
		比表面積	71m ² /m ³ 以上		
		充填率(%)	16	16	17
取気管送風機	材質	網様円筒状			
	長さ	PPまたはPE			
	外形寸法	φ100×100L			
	比表面積	107m ² /m ³ 以上			
流入管	充填率(%)	55	57	55	
	材質	PVCまたはPP			
	長さ	443×760	443×860	443×1000	
	型式	容積式			
マンホール	吐出風量(L/分)	60以上	80以上	80以上	
	材質	PVC			
特記事項	内径	φ100			
	材質	プラスチック、FRPまたは鋳鉄			
特記事項	内径	φ450×3	φ450×2	φ450×2	
	個数		φ600×1	φ600×1	

注: 寸法の単位はmm、容積の単位はm³とする。

- ・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行う。
- ・流入、設置条件によりオプション槽を組み合わせる。

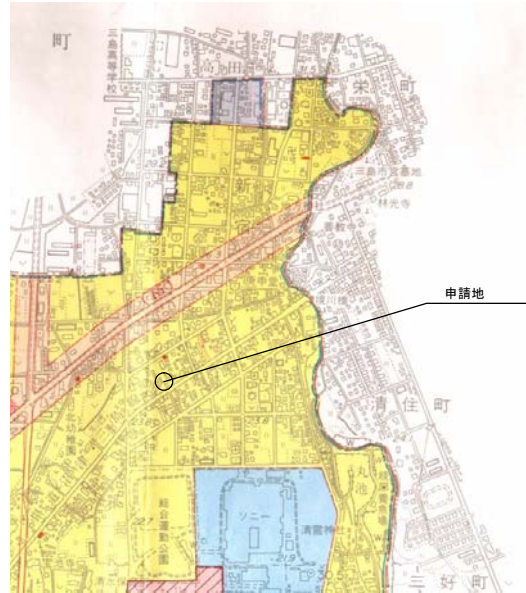
特例③号の場合

※ 2m超がけがある場合、断面図及びがけ対策図が必要です！

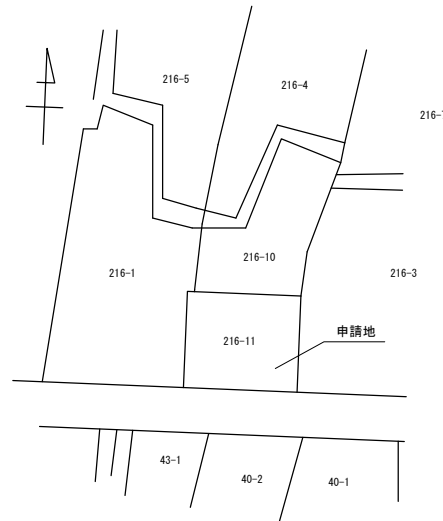


申請地 浜松市中区元城町216-4

案内図 1:2500

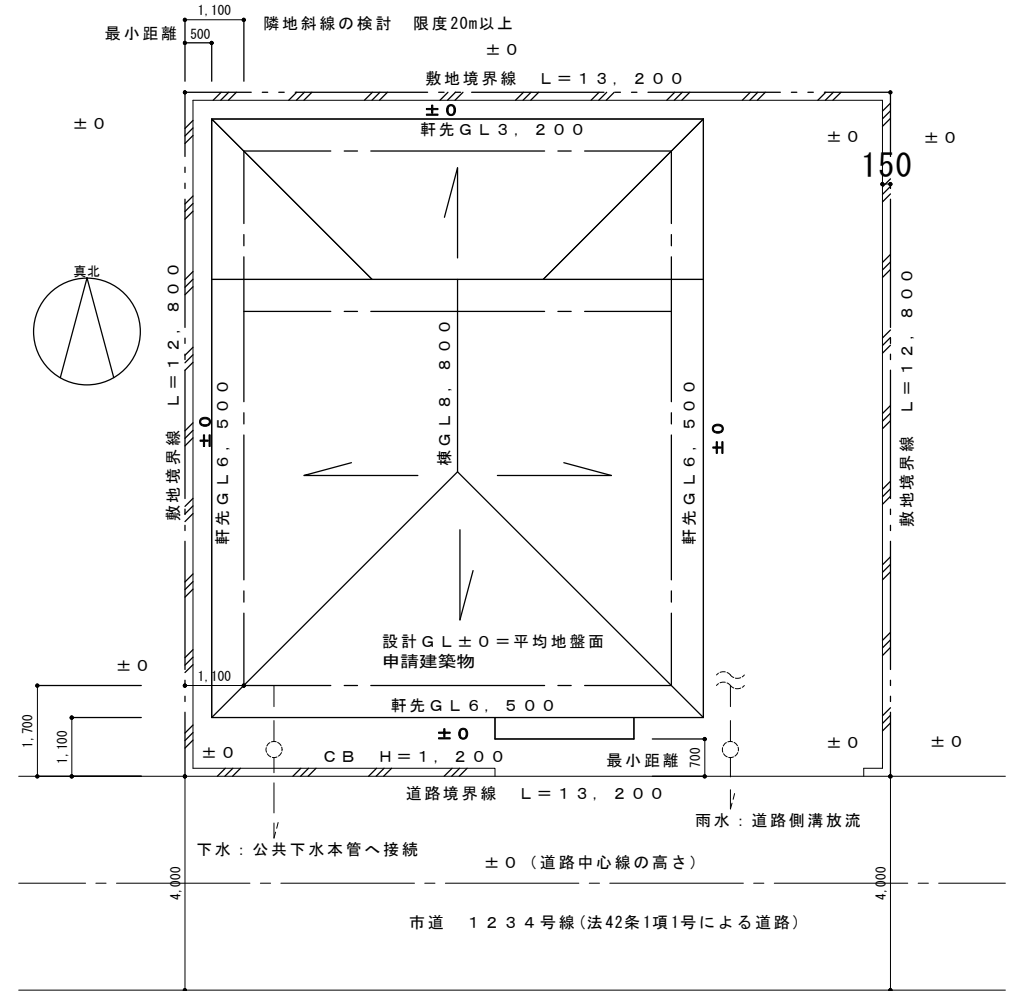


都市計画図



公図 1:600

静岡県地方務局三島出張所H19.10.12転写



道路斜線の検討
 $(0.7+4+1.1) \times 1.25 = 7.25 \geq$ 軒先高6.5 O K
 「施行令第130条の12の規定以外の建築物は建築しない」

配置図 1:100

⑨建築物の各部の高さ

「建築物の各部分の高さ」とは、道路斜線、北側斜線、隣地斜線等の斜線検討、第1種低層住居専用地域や地区計画等の絶対高さの確認のための明示となる。配置図のみですべてをクリアすることを証明する。そのため、配置図には屋根伏図+外部通芯を記入する。たとえば道路斜線の検討の場合、前面道路側の屋根先端の高さと道路境界線からの距離を記入する。

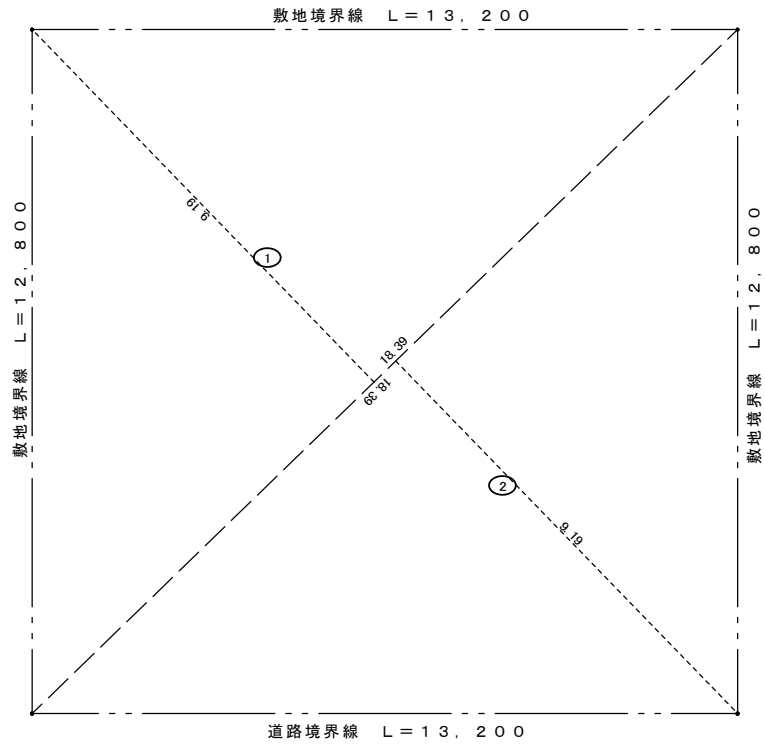
- ①縮尺
- ②方位(真北)
- ③敷地の境界線
- ④建築物の位置
- ⑤申請に係る建築物との別
- ⑥擁壁
- ⑦汚水・雨水の排水経路又は処理経路
- ⑧土地の高低、建物が接する地盤高さ
- ⑩道路の位置、幅員、種別、接道距離及び道路中心線、路面中心高さ
- ⑫建築物～隣地境界までの最小距離
- ⑬令130条の12に掲げる建築物(門塀等)
- ⑭建築物～道路境界までの最小距離
- ⑮各斜線制限による高さ限度

設計者の押印は不要
となりました

（株）杉山一級建築士事務所
 一級建築士 ○○○○○号
 杉山漱石

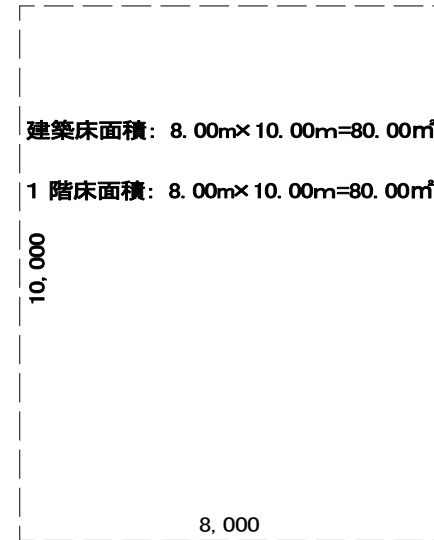
図面番号

k j m	作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	図面番号
		小村	杉山	1:100	図面名	



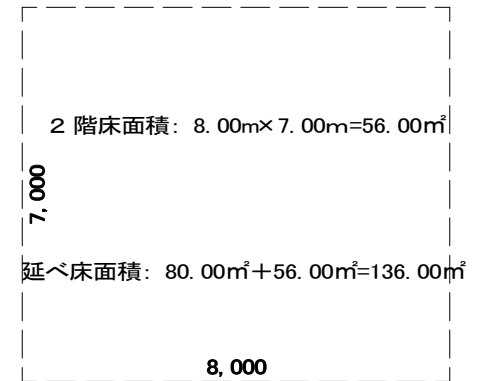
敷地面積求積図 1:100

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	18.39	9.19	169.0041	84.50205
2	18.39	9.19	169.0041	84.50205
合計				169.00410
敷地面積				169.00 m ²

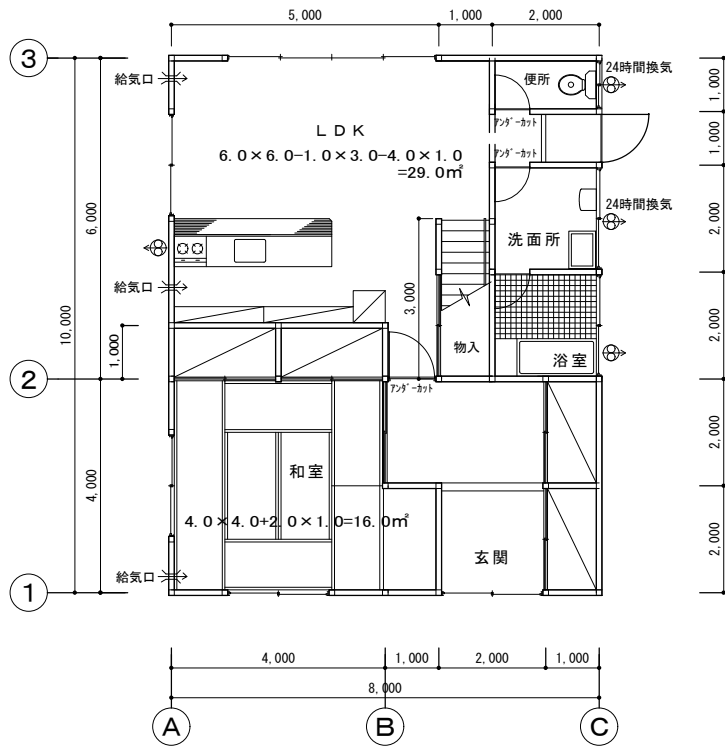


建築面積求積図 1:100

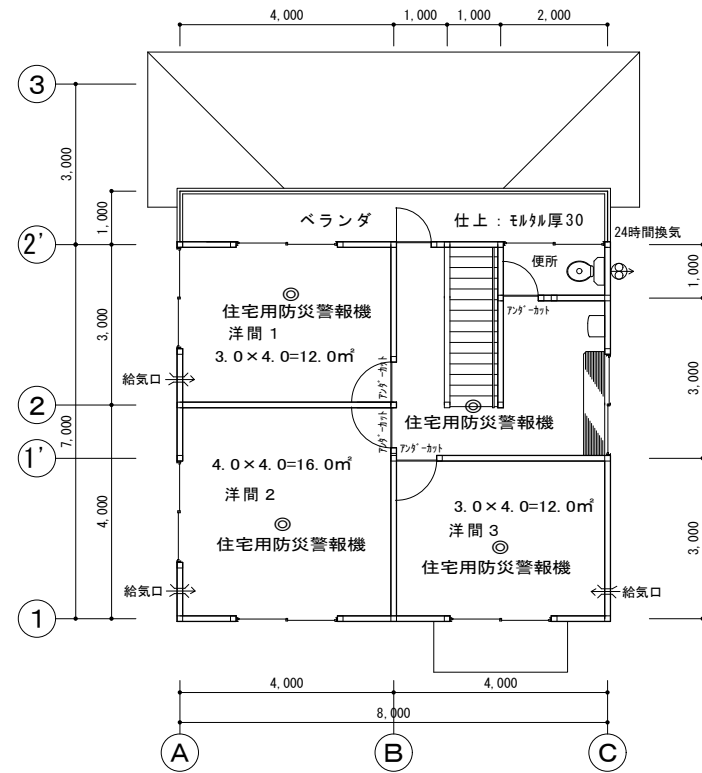
1階床面積求積図 1:100



2階床面積求積図 1:100



1階平面図 1 : 100



2階平面図 1 : 100

- ①縮尺
- ②方位
- ③間取り
- ④各室の用途及び床面積
- ⑤壁の位置
- ⑥開口部の位置
- ⑦換気設備
- ⑧住宅用防災警報機
- ⑨給気口などの位置

k j m	作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	(株) 杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○○号 杉山漱石	図面番号
		小村	杉山	1 : 100	図面名 平面図		/

木造建築物の壁量計算書

・設計条件

建築物: 屋根を軽い材料でふいたもの
階数: 2階
地盤種別: 第1種地盤

平屋で 50 m²以下の場合は、
提出の必要がありません。

・偏芯率

1階 X方向=	0.196 < 0.3	OK
1階 Y方向=	0.114 < 0.3	OK
2階 X方向=	0.173 < 0.3	OK
2階 Y方向=	0.112 < 0.3	OK

・地震荷重壁量

1階必要壁量 =	$80 \text{ m}^2 \times 0.29 \text{ m/m}^2 \times 1 \times 1 \times 1.2 \times 1.1 = 30.63 \text{ m}$	< 計画壁量X方向 = 34.82m OK
		< 計画壁量Y方向 = 33.66m OK
2階必要壁量 =	$56 \text{ m}^2 \times 0.15 \text{ m/m}^2 \times 1 \times 1 \times 1.2 \times 1.1 = 11.09 \text{ m}$	< 計画壁量X方向 = 14.74m OK
		< 計画壁量Y方向 = 13.31m OK

・風荷重壁量

1階X方向必要壁量 =	$60.62 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ m/m}^2 = 30.31 \text{ m}$	< 計画壁量X方向 = 34.82m OK
1階Y方向必要壁量 =	$41.95 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ m/m}^2 = 20.98 \text{ m}$	< 計画壁量Y方向 = 33.66m OK
2階X方向必要壁量 =	$28.64 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ m/m}^2 = 14.32 \text{ m}$	< 計画壁量X方向 = 14.74m OK
2階Y方向必要壁量 =	$18.07 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ m/m}^2 = 9.03 \text{ m}$	< 計画壁量Y方向 = 13.31m OK

建築計画概要書

(第一面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナカムラ マチオ
【ロ. 氏名】 中村 町男
【ハ. 郵便番号】 456-0083
【ニ. 住所】 静岡県浜松市中区元城町216番地の4

【2. 代理人】

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第777777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

【3. 設計者】(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第777777号
【ロ. 氏名】 杉山 漱石
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 410-0012
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべて

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 なし
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに
申請に係る建築物に係る他
のすべての設計者について
記入!

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入!

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第777777号

【ロ. 氏名】 杉山 漱石

【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第8888号
(株) 杉山一級建築士事務所

【ニ. 郵便番号】 410-0012

【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1

【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

【ト. 工事と照合する設計図書】 すべて

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 なし

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 小村 一葉

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (静岡県知事) 第 (般一15) 第 24680 号
小村建設株式会社

【ハ. 郵便番号】 422-8067

【ニ. 所在地】 静岡県静岡市駿河区南町14番地1号

【ホ. 電話番号】 054-202-5570

【7. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】 中村邸新築工事

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中区元城町2 1 6 番地の4

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4. 0 0 0 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 1 3. 2 0 0 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (1 6 9. 0 0) () () () m²
(2) () () () () m²

【ロ. 用途地域等】 (第一種住居) () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(1 6 0. 0 0) () () () %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(6 0. 0 0) () () () %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (1 6 9. 0 0) m²

(2) () m²

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 1 6 0. 0 0 %

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 6 0. 0 0 %

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 0 8 0 1 0) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (8 0. 0 0) () (8 0. 0 0) m²

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

(8 0. 0 0) () (8 0. 0 0) m²

【ハ. 建蔽率】 4 7. 3 4 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (1 3 6. 0 0) () (1 3 6. 0 0) m²

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () () m²

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () m²

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () m²

【ホ. 認定機械室等の部分】

() () () m²

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

() () () m²

【ト. 備蓄倉庫の部分】

() () () m²

【チ. 蓄電池の設置部分】

() () () m²

- 【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () m²
 【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () m²
 【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () m²
 【ヲ. その他の不算入部分】 () () () m²
 【ワ. 住宅の部分】 () () () m²
 【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () m²
 【ヨ. 延べ面積】
 【タ. 容積率】

【12. 建築物の数】

- 【イ. 申請に係る建築物の数】 1 棟
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】

- (申請に係る建築物) (他の建築物) ()
 【イ. 最高の高さ】 (8. 8 0 0) () m
 【ロ. 階数】 地上 (2) () 階
 地下 () ()
 【ハ. 構造】 木 造 一部 造
 【ニ. 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用の有無】 有 無
 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和 01 年 5 月 01 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 01 年 10 月 10 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

- (特定工程)
 (第 1 回) 令和 01 年 6 月 30 日 (屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)
 (第 回) 令和 年 月 日 ()
 (第 回) 令和 年 月 日 ()

定期報告の要否を記入してください。

【18. 建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】

要 否

【19. 建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20. その他必要な事項】

定期報告が必要な防火設備の有無を記入してください。

計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

付近見取図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

配置図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

（お願い！）

建築計画概要書は、建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 2 項の規定により、提出された後、当該建築物が滅失又は除却されるまでの長期間にわたって、第三者となる不特定多数の方に閲覧される可能性のある書類となります。

配置図には、個人情報保護及び防犯上の観点から、建物内部の間取り等の表現は避けてください。また、個人情報保護の観点からも訂正印による訂正も避けて頂くようお願いいたします。

付近見取図

方位を忘れずに！

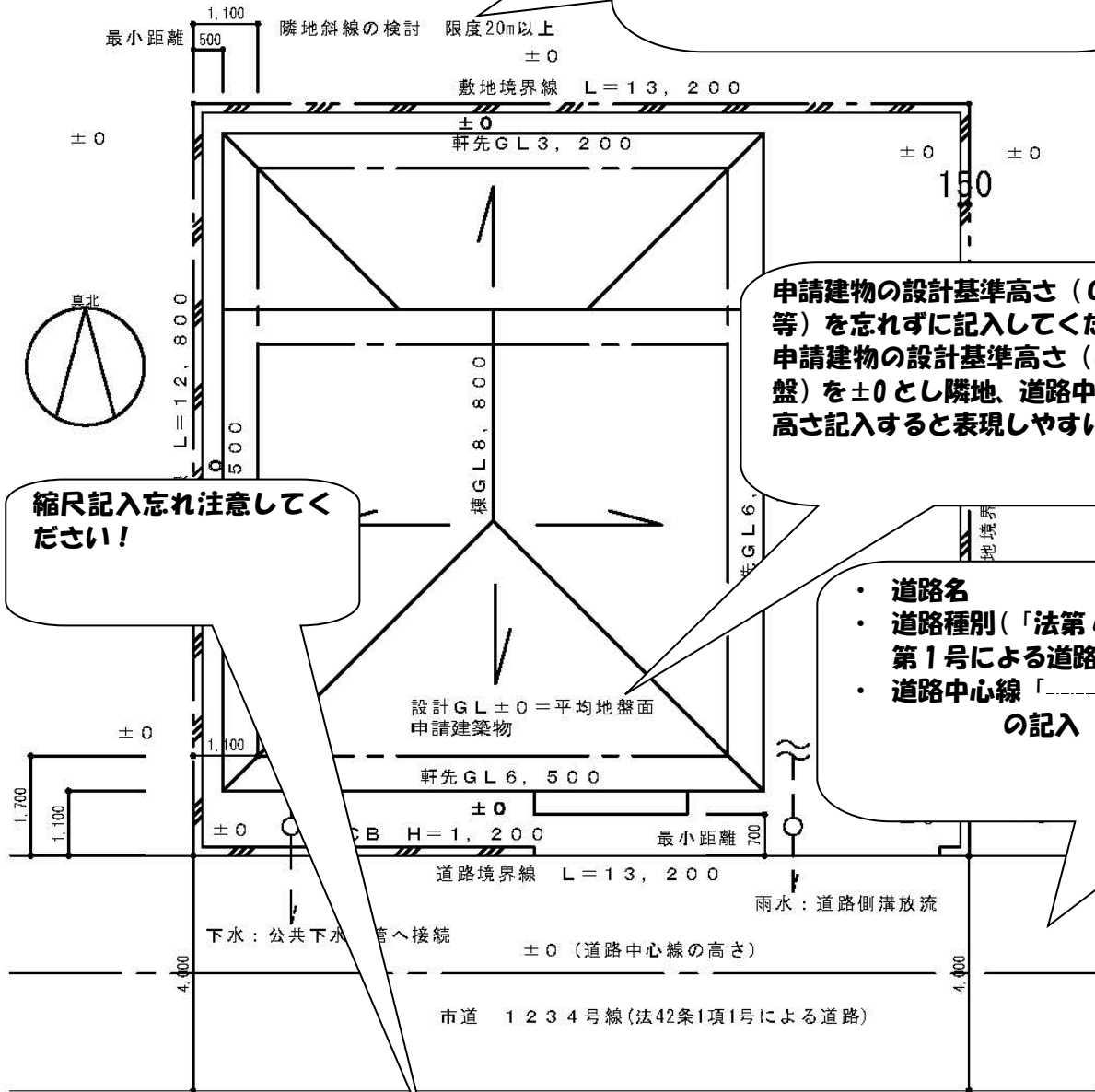
必ず、目標物をい
れてください！

申請地

浜松市中区元城町216番地の4
~~※隣地建築物：全て一戸建て住宅~~



配置図は、「大きく」「はっきり」「文字が重ならない様」「誰が見ても見えるように」作成してください。
路地状敷地などで表現できない時は、A4 を利用してください。まず、図面がわからないと意味がありません。



縮尺記入忘れ注意してください!

申請建物の設計基準高さ (GL ±0 等) を忘れずに記入してください。
申請建物の設計基準高さ (平均地盤) を ±0 とし隣地、道路中心線の高さ記入すると表現しやすい。

- ・ 道路名
- ・ 道路種別 (「法第 42 条第 1 項第 1 号による道路」等)
- ・ 道路中心線 「-----」 の記入

配置図 1 : 100

道路斜線の検討
 $(0.7+4+1.1) \times 1.25 = 7.25 \geq$ 軒先高 6.5 OK
 「施行令第 130 条の 12 の規定以外の建築物は建築しない」

道路斜線、北斜の検討を記入してください。たとえば
 $(0.7+4+1.1) \times 1.25 = 7.25 \geq$ 軒先高 6.5 OK
 「施行令第 130 条の 12 の規定以外の建築物は建築しない」

※お願い
 斜線制限の検討は、出来る限り配置図内に表現して下さい。

あて先は、静岡県知事です。

静岡県知事 様

建築基準法第 15 条第 1 項の規定による
建築工事届
(第一面)

提出日を記入してください。

令和 01 年 5 月 01 日

建築主の印は不要となりました

建築主

氏名 中村 町男
郵便番号 430-0946
住所 静岡県浜松市中区元城町216番地の4
電話番号 053-459-2070

工事施工者(設計者又は代理者)

氏名 代表取締役 小村 一葉
営業所名(建築士事務所名) 小村建設株式会社
郵便番号 422-8067
所在地 静岡県静岡市駿河区南町1番地1号
電話番号 054-202-5570

工事監理者

氏名 杉山 漱石
営業所名(建築士事務所名) (株)杉山一級建築士事務所
郵便番号 410-0012
所在地 静岡県沼津市岡一色816番地の1
電話番号 055-928-7005

施工者が決まってい
ない場合、設計者又は代理
者を記入してください。

建築確認

確認済証番号 第 号
確認済証交付年月日 年 月 日
確認済証交付者

除去工事施工者が決ま
っていない場合、「未定」
を記入してください。

除却工事施工者

氏名 代表取締役 小村 一葉
営業所名 小村建設株式会社
郵便番号 422-8067
所在地 静岡県静岡市駿河区南町14番地1号
電話番号 054-202-5570

除却工事施工者の印
も不要となりました!

※受付経由機関記載欄

建て直し、一部分除却工事がある場合
(建築工事が伴う時)は、「工事届除去
工事施工者」「第四面」記入してくだ
さい。
建築工事が無い時(建築工事届を提出
しない時)は、建築除去届を忘れずに!

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

【イ. 着工予定期日】 令和 04年 05月 01日
【ロ. 工事完了予定期日】 令和 04年 10月 10日

建築主が「会社」の場合のみ
【0. 資本の額又は出資の総額】にチェックを入れてください。

【2. 建築主】

【イ. 建築主の種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村
 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人
【ロ. 資本の額又は出資の総額】 (1)1,000万円以下 (2)1,000万円超～3,000万円以下
 (3)3,000万円超～1億円以下
 (4)1億円超～10億円以下 (5)10億円超

【3. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】 静岡県三島市元城町216-11
【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域 (3)区域
 (4)準都市計画区域 (5)都市計画区域及び準都

01…専用住宅(住宅、長屋、共同住宅)
02…専用住宅附属建築物(車庫、物置)

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 (0 1)
(2)居住産業併用建築物 ()
(3)産業専用建築物 ()

併用住宅の場合のみ
併用部分(住宅部分以外)の用途の番号記入

【6. 一の建築物ごとの内容】 **棟ごと番号つけて**

【イ. 番号】 (1) () ()
【ロ. 用途】 (1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等
 (2)物品販売業を営む店舗等
 (3)工場、作業場
 (4)倉庫 (4)倉庫 (4)倉庫
 (5)学校 (5)学校 (5)学校
 (6)病院、診療所 (6)病院、診療所 (6)病院、診療所
 (9)その他 (9)その他 (9)その他
 多用途 多用途 多用途

居住産業併用建築物の場合、産業部分の用途に■をつける。
2つ以上の用途がある時は、大きい方を!

住宅棟については、「その他」になります。

1棟の中に2つ以上の用途があるとき、■をつける。

【ハ. 工事部分の構造】

(1)木造 (1)木造 (1)木造
 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造
 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造
 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造
 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造
 (6)その他 (6)その他 (6)その他

【ニ. 工事の予定期間】

(5 月間) (月間) (月間)

【ホ. 工事部分の床面積の合計】

(1 3 6 . 0 0 m²) (m²) (m²)

【ヘ. 建築工事費予定額】

(2 , 0 0 0 万円) (万円) (万円)

【ト. 新築工事の場合における地上の階数】

(2 階) (階) (階)

【チ. 新築工事の場合における地下の階数】

(階) (階) (階)

新築工事の場合のみ敷地面積記入してください。増築は、いらぬい。

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 1 5 8 . 4 0 m²

居住専用建築物・居住産業併用建築物
の場合に作成

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】 1

【ロ. 新設又はその他の別】 (1)新設 (■新築 □増築 □改築)

公的資金を使用しない場合。

(2)その他 (□増築 □改築)

【ハ. 新設住宅の資金】 ■(1)民間資金住宅 □(2)住宅金融支援機構住宅 □(3)住宅金融支援機構住宅

フレック、枠組工法以外の場合。

□(4)都市再生機構等

【ニ. 住宅の建築工法】 ■(1)在来工法

【ホ. 住宅の種類】 ■(1)専用住宅

【ヘ. 住宅の建て方】 ■(1)一戸建住宅

【ト. 利用関係】 ■(1)持家 □

【チ. 住宅の戸数】 (1 戸) (

【リ. 工事部分の (136.00 m²) (m²) (m²) (m²)

床面積の合計】

(1) 新築 新築…さら地に新築
増築…別棟に居室+台所+便所
のある新築又は、同一棟で居室+台所+
便所のある増築
(2) その他増築…上記以外の増築

既存建築物を解体し、引き続き、建築する
場合、記入のこと。解体既存建築物の
ことについて記入。

【1. 主要用途】 (1)居住専用建築物 (0 1)

(2)居住産業併用建築物 ()

(3)産業専用建築物 ()

【2. 除却原因】 ■(1)老朽して危険があるため □(2)その他

【3. 構造】 ■(1)木造 □(2)その他

【4. 建築物の数】 1

【5. 住宅の戸数】 1 戸

【6. 住宅の利用関係】 ■(1)持家 □(2)貸家 □(3)給与住宅

【7. 建築物の床面積の合計】 83.00 m²

【8. 建築物の評価額】 83千円

※ 第 号 年 月 日

し尿浄化槽に関する通知書

し尿浄化槽に関する確認申請書を受理したので、建築基準法第93条第5項の規定により通知します。

保健所長 様

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
理事長 柳 敏幸 印

※	受 理 年 月 日	年 月 日
1	建 築 主 の 住 所 及 び 氏 名	浜松市中区元城町216番地の4 中村 町男
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	未定 登録又は届出番号 知事(登・届)第 号
3	浄化槽設備士の氏名	未定 免状交付番号 第 号
4	設 置 場 所	三島市元城町216-11
5	建 築 物 の 用 途	住宅
6	処 理 対 象 人 員	7 人 算定根拠 番号(2)用(イ) 算定(n= 7)
7	単独処理、合併処理の別	単独処理 ・ 合併処理
8	し尿浄化槽の種類	①型式認定浄化槽(名称 認定番号 型 01afOa007123) ② その他 ※ABIC-4567
9	し尿浄化槽の規模	7 人槽
10	し尿浄化槽の構造方法	(2) 昭和55年建設省告示1292号の区分 第()の() (2)処理方法 (その他の方式)
11	放 流 水	水 質 BOD 20 mg/l 水 量 1.4 m3/日 放流先 地先側溝 放流方法 自然・動力

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 浄化槽工事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 4 6欄の算定根拠欄には、日本工業規格A3302の該当類似用途番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。
- 5 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。